

# 第6期島田市障害福祉計画

## 第2期島田市障害児福祉計画

【令和3年（2021）年度～令和5年（2023）年度】



令和3年3月

島田市

# 目次

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	基本指針	2
5	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
6	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
7	計画の推進体制	6
8	その他自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保するために必要な事項	7

## 第2章 障害のある人を取り巻く環境

1	人口の状況	9
2	障害者手帳所持者数	10

## 第3章 第6期障害福祉計画 成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	11
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	12
3	福祉施設から一般就労への移行等	12
4	相談支援体制の充実・強化等	14
5	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	14

## 第4章 第6期障害福祉計画 活動指標

1	障害福祉サービス等の見込み量	16
(1)	訪問系サービス	16
(2)	日中活動系サービス	17
(3)	療養介護	21
(4)	短期入所	21
(5)	居住系サービス	22
(6)	相談支援	23
(7)	相談支援体制	25
(8)	地域生活支援拠点等	25
(9)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
(10)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組	26
(11)	発達障害のある人等に対する支援	27

2	地域生活支援事業	28
3	基盤整備計画	36

## 第5章 第2期障害児福祉計画の概要

1	基本方針	37
(1)	相談支援体制の構築	37
(2)	保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	37
(3)	地域社会への参加・包容の推進	38
(4)	特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	38
(5)	障害児相談支援体制の提供体制の確保	38

## 第6章 第2期障害児福祉計画 成果目標

1	障害児支援の提供体制の整備等	39
(1)	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	39
(2)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	39
(3)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	40

## 第7章 第2期障害児福祉計画 活動指標

(1)	障害児相談支援	41
(2)	障害児通所支援	41
(3)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	42

## 第8章 その他関連資料

1	島田市地域自立支援協議会	43
2	策定経過	44

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

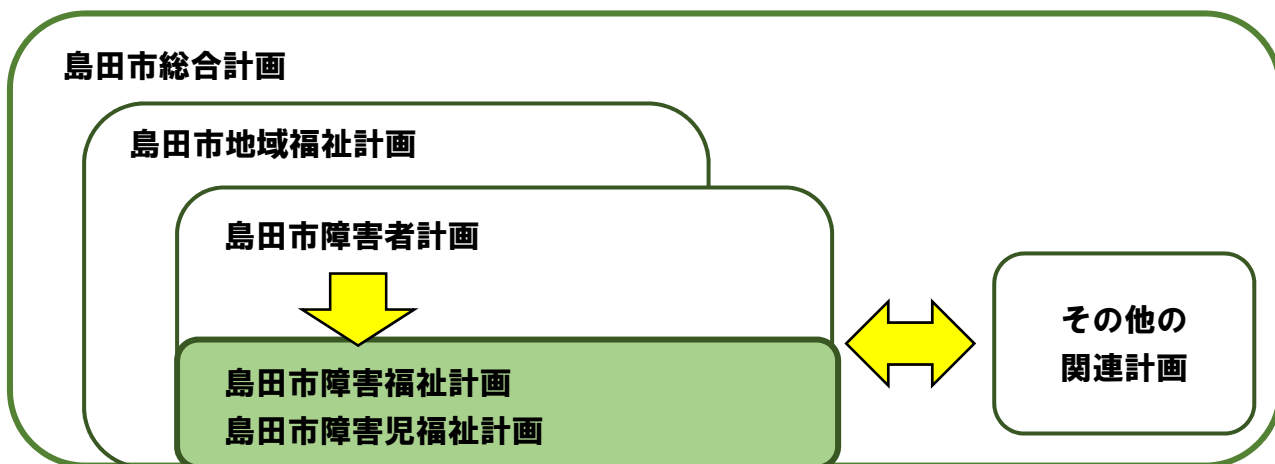
「第6期島田市障害福祉計画・第2期島田市障害児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

策定にあたっては、前回計画である「第5期島田市障害福祉計画・第1期島田市障害児福祉計画」の検証を行った上で、サービス利用者等のニーズを調査し、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策について定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国及び静岡県計画や、「島田市総合計画」、「島田市地域福祉計画」、「島田市障害者計画」やその他の関連計画との整合を確保して策定します。

【計画の位置づけ・計画関連イメージ図】



## 3 計画の期間

本計画は、令和3年（2021）年度～令和5年（2023）年度までの3年間です。ただし、法改正等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

## 4 基本指針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、以下の7つの基本指針をもとに、本計画の推進をしていきます。

### (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害の種別によらない障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）、難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）とし、障害種別によらず地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるようサービス提供体制を確保します。

### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、以下の包括的な支援体制の構築に取り組めます。

①地域の様々な相談を受け止め、対応及びつなぐ機能、多機関協働の中核機能、伴走支援を担う機能を備えた相談支援

②相談支援と一体となり、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び

住民同士が出会い参加することのできる場や居場所確保の機能を備えた支援

#### **（５）障害児の健やかな育成のための発達支援**

障害児の健やかな育成を支援するため、障害の疑いがある段階から身近な地域において、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携し切れ目の無い一貫した支援体制の構築を図るとともに、障害児通所支援の利用により、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

また、こうしたサービス提供体制の整備等については、志太榛原圏域で連携して取り組みます。

#### **（６）障害福祉人材の確保**

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関が協力して取り組むことのできる体制整備を推進します。

#### **（７）障害のある人の社会参加を支える取組**

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害のある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## **5 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方**

### **(1) 訪問系サービスの保障**

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

### **(2) 日中活動系サービスの保障**

希望する障害のある人等に日中活動系サービスを保障します。

### **(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実について、関係自治体、関係機関と協議していきます。

### **(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

### **(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実**

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

### **(6) 依存症対策の推進**

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知や整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であるため、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を推進します。

## **6 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方**

### **(1) 相談支援体制の構築**

障害のある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用や、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を進めます。

また、地域における中核機関である基幹相談支援センターを設置し、その機能を有効活用していきます。

### **(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**

障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障害のある人等の数を把握した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着や、現に地域で生活している障害のある人等が住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図っていきます。

### **(3) 発達障害のある人等に対する支援**

発達障害のある人等の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であるため、地域で保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある人等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

### **(4) 協議会の設置等**

本市では、障害のある人等への支援体制の整備を図るため、当事者及びその家族、福祉、医療、教育、雇用などの関係機関、関係団体で構成される「島田市地域自立支援協議会（以下、協議会という。）」を設置しています。

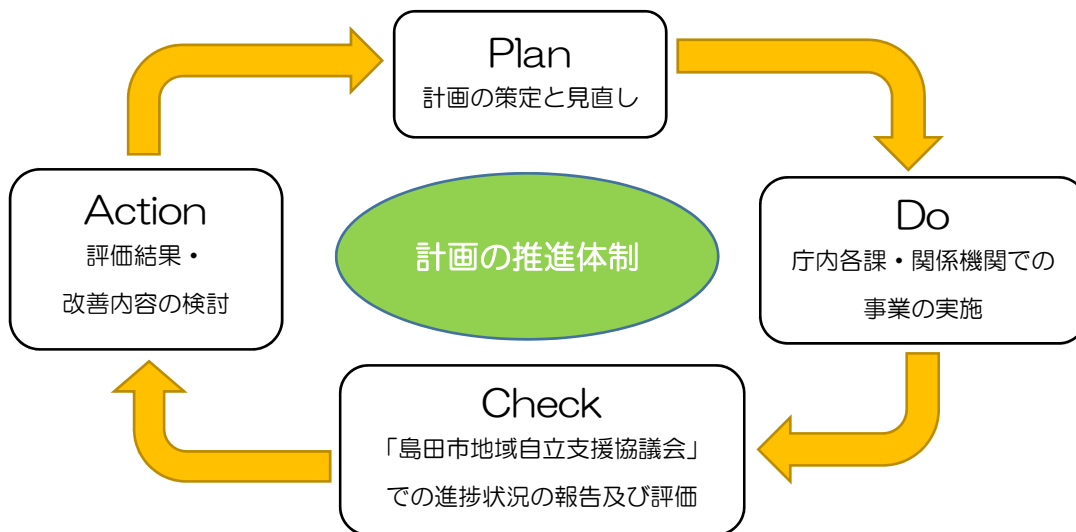


## 7 計画の推進体制

本計画の推進するにあたり、協議会をはじめ、庁内の関係部局や関係機関・団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。

また、本計画で定めた計画に対する、各事業の進捗状況については、協議会において、報告及び評価を行うことで、PDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



## 8 その他自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保するため

### めに必要な事項

#### (1) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「虐待防止法」）を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、研修を実施する等の措置を講じる必要があります。

本市では、障害者虐待防止センターを中心として、関係機関から成るネットワークの活用をし、障害のある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。

また、以下の点に配慮し障害のある人等に対する虐待事案を防止することが必要です。

#### ①相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害のある人等及びその養護者支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合、速やかに通報をすることのできる体制整備を推進します。

#### ②一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障害のある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から、地域生活支援拠点等を活用するとともに、関係自治体、関係機関と連携し、居室の確保に努めます。

#### ③権利擁護の取組

障害のある人等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用促進を図ります。

#### (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

県と連携し障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動を推進します。また指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、

必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応するよう周知します。

### **（３）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実**

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であるためその支援を行います。

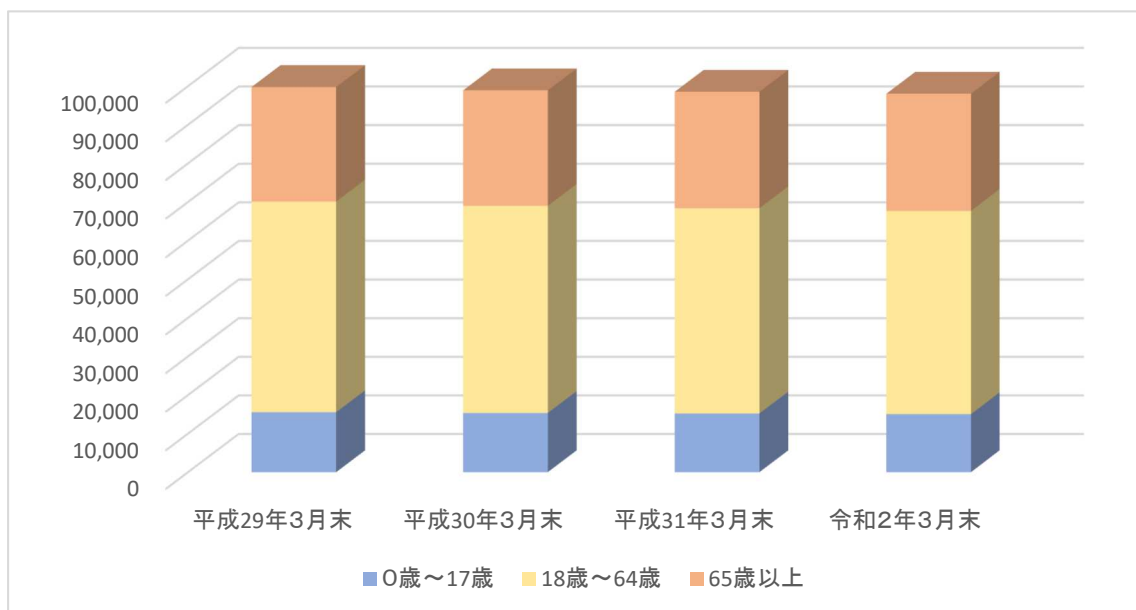
## 第2章 障害のある人を取り巻く環境

### 1 人口の状況

本市の総人口は、令和2年3月末現在で、98,041人となっており、平成29年3月末と比較して、1,720人減少しています。年齢別人口においては、64歳以下の人口は減少し、65歳以上の人口が増加しているため、本市においても少子高齢化が進んでいると言えます。

【年齢別総人口の推移】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
0歳～17歳	15,565	15,353	15,218	15,040
18歳～64歳	54,546	53,645	53,159	52,641
65歳以上	29,650	29,911	30,169	30,360
合計	99,761	98,909	98,546	98,041

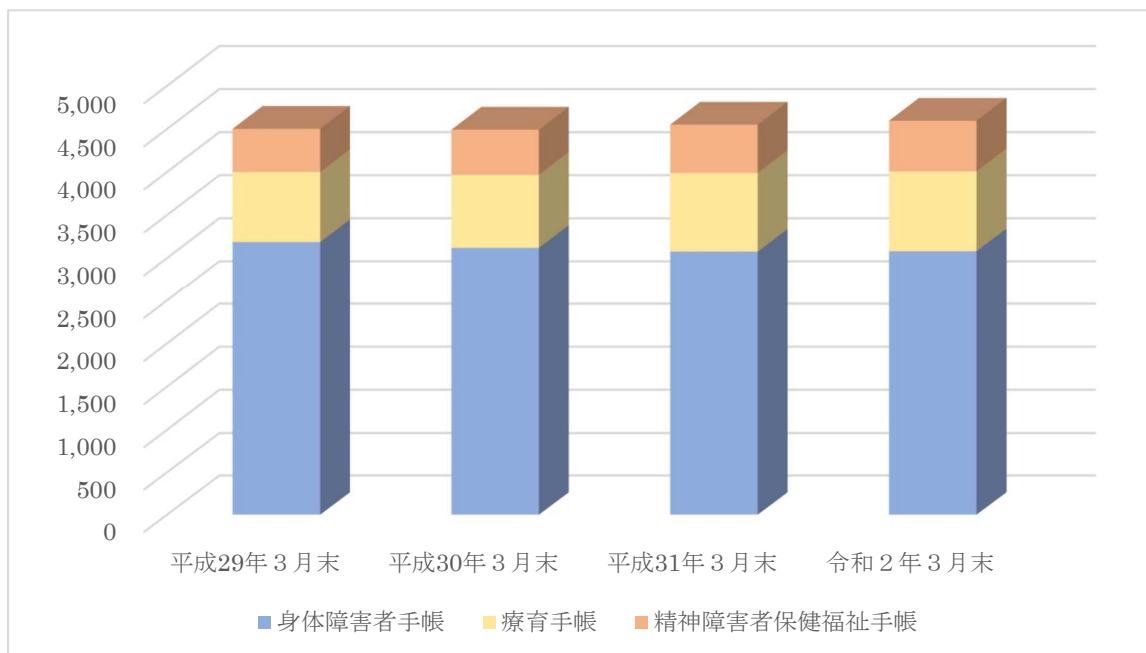


## 2 障害者手帳所持者数

本市の手帳所持者数の総数は、令和2年3月末現在で、4,595人となっています。手帳種別では、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
身体障害者手帳	3,186	3,119	3,076	3,080
療育手帳	814	848	914	928
精神障害者保健福祉手帳	502	525	560	587
合計	4,502	4,492	4,550	4,595



## 第3章 第6期障害福祉計画 成果目標

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の成果目標を設定します。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数	77人	
【目標】令和5年度末時点の入所者数	76人	
【目標】削減数	1人以上 (1.3%以上)	令和5年度末までに減少を目指す数
【目標】地域移行者数	4人以上 (5.2%以上)	令和5年度末までに施設入所から地域への移行を目指す数

#### 【国の指針】（参考）

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行する。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

#### 【目標達成のための方策】

○入所者数の削減数や地域移行者数について、国の目標値が示されていますが、入所の長期化や支援のかかり具合などから、一般住宅やグループホームへの地域移行が困難な状況にあります。今後、自立訓練事業等の利用により、一般住宅やグループホームへの移行が可能な施設入所者に対して、関係機関と連携し地域移行の推進をします。

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、「相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について、以下のとおり設定します。

項目	設置
地域生活支援拠点等の整備 【機能】 ①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、 ④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり	令和5年度末までに設置予定
拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場	島田市地域自立支援協議会

### 【国の指針】（参考）

・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

### 【目標達成のための方策】

○本市では地域生活支援拠点等について、関係自治体や関係機関と協議の上、令和5年度末までに整備することを目標とします。

○協議会を通じて、拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行います。

○協議会では、地域生活支援拠点等の機能の一つである「緊急時受入・対応」についてプロジェクトチームにより検討をしています。

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、一般就労をした後の定着も重要であるため、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

### ①就労移行支援

項目	人数	割合	備考
A) 令和元年度末時点での就労移行支援により一般就労への移行者数	4人		【国の指針】令和5年度までに令和元年度実績の1.30倍以上が一般就労へ移行
B) 令和5年度末時点での就労移行支援により一般就労への移行者数	6人以上	1.5倍以上	

②就労継続支援A型

項目	人数	割合	備考
C) 令和元年度末時点での就労継続支援A型により一般就労への移行者数	1人	1.0倍以上	【国の指針】令和5年度までに令和元年度実績の1.26倍以上が一般就労へ移行
D) 令和5年度末時点での就労継続支援A型により一般就労への移行者数	1人以上		

③就労継続支援B型

項目	人数	割合	備考
E) 令和元年度末時点での就労継続支援B型により一般就労への移行者数	3人	1.0倍以上	【国の指針】令和5年度までに令和元年度実績の1.23倍以上が一般就労へ移行
F) 令和5年度末時点での就労継続支援B型により一般就労への移行者数	3人以上		

④福祉施設【※G) = A) + C) + E) ※H) = B) + D) + F)】

項目	人数	割合	備考
G) 令和元年度末時点での福祉施設により一般就労への移行者数	8人	1.25倍以上	【国の指針】令和5年度までに令和元年度実績の1.27倍以上が一般就労へ移行
H) 令和5年度末時点での福祉施設により一般就労への移行者数	10人以上		

⑤就労定着支援の利用率

項目	割合	備考
I) H)のうち令和5年度末時点で就労定着支援を利用する割合	8割以上	【国の指針】令和5年度までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

項目	割合	備考
J) 令和5年度末時点での就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	令和5年度末時点での就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上



**【目標達成のための方策】**

○本市では協議会における「しごと部会」を通じて、公共職業安定所のほか福祉、教育、労働の各分野の関係機関と連携し、効果的な就労支援体制の構築を図ります。

#### **4 相談支援体制の充実・強化等**

相談支援体制の充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	設置
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和3年度設置予定

**【国の指針】（参考）**

・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

**【目標達成のための方策】**

○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化のため、令和3年度に、近隣二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で、基幹相談支援センターを共同設置します。

○相談支援体制の充実・強化等に向けた取組について、関係自治体や関係機関と協議していきます。

#### **5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築**

障害福祉サービス等の利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することのできる体制の構築を図ります。

項目	設置
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	実施

**【国の指針】（参考）**

・令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

**【目標達成のための方策】**

○サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築のため、相談支援従事者初任者研修への参加の検討や障害支援区分認定調査員研修への参加をします。

○また、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場として、志太榛原地域自立支援推進会議推進部会において、圏域の関係自治体、関係機関と情報共有を行います。

## 第4章 第6期障害福祉計画 活動指標

第3章で定めた障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標を達成するため、サービス等の必要量等について、令和3年度から令和5年度における計画値を設定しました。

### 1 障害福祉サービス等の見込み量

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

##### ①居宅介護

居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の障害により行動上著しい困難を有する障害のある人であって、常時介護を要する者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を行います。

##### ③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

##### ④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

##### ⑤重度障害者包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助の包括的な提供を行います。

訪問系サービスのサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
訪問系 サービス	利用者数 （人／月）	130	129	130	131	132	133
	サービス利用量 （時間／月）	1,767	1,812	1,815	1,829	1,843	1,857

【見込み量確保のための方策】

○サービスを必要とするすべての人に対して公平に供給がなされるよう、サービス等利用計画に基づき支給決定を行います。

○65歳以上の障害のある人が、介護サービスに移行する際や障害福祉サービス等の併用をする際、福祉と介護の関係者の連携を行い、それぞれの状況に柔軟に応じることができるよう体制整備を進めます。

○本市では、重度訪問介護及び重度障害者包括支援については、利用見込みはありませんが、協議会等を通じて、地域の課題について状況把握に努めます。

（2）日中活動系サービス

日中系活動サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所のサービスがあります。

①生活介護

主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

生活介護のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
生活介護	利用者数 （人／月）	161	172	176	179	184	188
	サービス利用量 （日／月）	3,363	3,603	3,700	3,763	3,868	3,952

【見込み量確保のための方策】

○生活介護の利用を必要としている人が住み慣れた地域でサービスを利用することができるよう、サービス提供体制の整備を推進します。

○65歳以上の利用者について、スムーズな介護サービスへの移行を支援するため、福祉と

介護の関係者の連携を強化します。

②自立訓練（機能訓練）

理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自 立 訓 練 （機能訓練）	利用者数 （人／月）	0	2	1	0	0	2
	サービス利用量 （日／月）	0	46	23	0	0	46

【見込み量確保のための方策】

○サービス利用者は減少傾向であり、市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

③自立訓練（生活訓練）

入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自 立 訓 練 （生活訓練）	利用者数 （人／月）	2	1	1	1	1	1
	サービス利用量 （日／月）	43	22	22	22	22	22

【見込み量確保のための方策】

○サービス利用者は減少傾向であり、市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

④就労移行支援

一般の企業への就労を希望する者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓

練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労移行支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
就労移行 支援	利用者数 （人／月）	12	9	10	11	12	13
	サービス利用量 （日／月）	211	169	189	208	227	246

【見込み量確保のための方策】

○協議会における「しごと部会」を通じて、公共職業安定所のほか福祉、教育、労働の各分野の関係機関と連携し、効果的な就労支援体制の構築を図ります。

○志太榛原圏域において、事業所数が減少しているため、志太榛原地域自立支援推進会議就労部会において、圏域内の関係自治体、関係機関との情報共有や状況の把握を行います。

⑤就労継続支援A型

通常の事業所（企業）に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
就労継続支援 A型	利用者数 （人／月）	24	23	23	23	23	23
	サービス利用量 （日／月）	432	463	446	446	446	446

【見込み量確保のための方策】

○障害福祉サービスの利用により、雇用契約に基づく就労であることから、利用を希望している人が、事前にサービスの内容について理解した上で、相談支援を通じた利用に繋がります。

⑥就労継続支援B型

通常の事業所（企業）に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
就労継続支援 B型	利用者数 （人／月）	256	264	270	275	280	285
	サービス利用量 （日／月）	4,660	4,928	4,957	5,049	5,141	5,233

【見込み量確保のための方策】

○利用の対象となる人が、障害の種別等により作業能力が個々で異なるため、協議会における「しごと部会」を通じて、幅広い利用ニーズに対応することのできる体制整備を推進します。

⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

就労定着支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
就労定着 支援	利用者数 （人／月）	0	8	8	8	8	8

【見込み量確保のための方策】

○福祉サービスの利用を経て就職をした障害のある人が、より長く安定して働くことができるよう、利用対象者にサービスについての情報提供を適格に行い、切れ目のない支援を行います。

### (3) 療養介護

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。

療養介護のサービス見込み量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
療養介護	利用者数 （人／月）	11	11	12	12	12	12

#### 【見込み量確保のための方策】

○市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

### (4) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所により、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を行います。

短期入所のサービス見込み量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
短期入所 （福祉型）	利用者数 （人／月）	47	36	39	40	41	42
	サービス利用量 （日／月）	179	151	153	157	161	165
短期入所 （医療型）	利用者数 （人／月）	2	3	4	7	7	7
	サービス利用量 （日／月）	6	9	13	22	22	22

#### 【見込み量確保のための方策】

○新型コロナウイルスの影響により、利用人数は減少していますが、潜在的な利用ニーズは高いため、真にサービスを必要としている人が利用することができるよう、関係機関と連携して適切なサービス利用の促進をします。

○今後も空床の確保が困難であり、利用可能な施設の不足が予想されることから、基盤整備の推進をします。

○医療型短期入所の施設が圏域内にないことから、広域的なサービス利用調整や基盤整備の



推進をします。

### (5) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人について、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

自立生活援助（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自立生活 援助	利用者数 （人/月）	1	6	6	5	5	6
	うち精神障害 者数（人）	—	—	6	5	5	6

#### 【見込み量確保のための方策】

○一人暮らしをしている障害のある人が、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、障害のある人の自立の促進をします。

#### ② 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
共同生活 援助	ア) 利用者数 （人/月）	83	88	93	97	102	107
	イ) ア) のうち精神 障害者数（人/月）	—	—	15	16	17	18
	ウ) ア) のうち日中サ ービス支援型（人/月）	—	—	4	4	4	4
	エ) ウ) のうち精神 障害者数（人/月）	—	—	1	1	1	1

#### 【見込み量確保のための方策】

○入所施設の定員増が想定されない状況や、障害のある人の「親亡き後」の生活を保障するサービスとして今後も利用の増加が見込まれるため、基盤整備を推進します。

### ③施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

施設入所支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	73	77	76	76	76	76

#### 【見込み量確保のための方策】

○県内において、入所希望者及び入所待機者が増加しており、今後、入所施設の定員増も想定されないことから、関係機関と連携し地域移行の推進を行います。

## （6）相談支援

### ①計画相談支援

#### ■サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）

障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

#### ■継続サービス利用支援（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認（モニタリング）を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

計画相談支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
計画相談 支援	利用者数 (人/月)	657	665	671	678	685	692

#### 【見込み量確保のための方策】

○サービスの利用を必要としている人に対して、ケアマネジメントにより、適切なサービスの利用に繋がるよう、相談支援専門員の質の向上や関係機関との連携を強化します。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域移行支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地域移行 支援	利用者数 （人／月）	4	5	4	5	6	7
	うち精神障害 者数（人）	—	—	4	5	6	7

【見込み量確保のための方策】

- 協議会における「地域移行・地域定着支援部会」を通じて、障害のある人が住み慣れた地域で生活を送ることのできる地域づくりを推進します。
- 施設入所者や入院している障害のある人について、関係機関と連携し、地域移行の推進をします。

③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

地域定着支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地域定着 支援	利用者数 （人／月）	10	7	8	9	10	11
	うち精神障害 者数（人）	—	—	8	9	10	11

【見込み量確保のための方策】

- 地域で暮らしている障害のある人が、安心して生活ができるよう、相談支援事業所と連携して、サービス利用の促進をします。

### (7) 相談支援体制

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組として、以下のとおり実施します。

区分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施				実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数				1回以上	1回以上	1回以上
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数				1回以上	1回以上	1回以上
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数				1回以上	1回以上	1回以上

#### 【見込み量確保のための方策】

○基幹相談支援センターを中心とし、関係機関、関係自治体等と実施について検討・協議します。

### (8) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等に係る検証の場について、以下のとおり設定します。

区分	第6期計画		
	R3	R4	R5
地域生活支援拠点等に係る検証の場（回／年）	島田市地域自立支援協議会		
上記検証及び検討の年間実施回数（回／年）	2	2	2

#### 【見込み量確保のための方策】

○協議会を通じて、拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行います。

○協議会では、地域生活支援拠点等の機能の一つである「緊急時受入・対応」についてプロジェクトチームにより検討をしています。

**(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

精神障害のある人も住み慣れた地域で生活を送ることのできる地域づくりのため、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置します。

項目	設置
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場	設置済み 島田市地域自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会

区分	第6期計画		
	R3	R4	R5
協議の場の開催回数（回／年）	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	2	2	2

**【見込み量確保のための方策】**

○本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、協議会において、保健、医療、福祉関係者等で構成される「地域移行・地域定着支援部会」を設置しています。また、「志太榛原地域自立支援推進会議 地域移行・地域定着支援専門部会」では、志太榛原圏域内の関係自治体、関係機関において情報共有を行っています。

**(10) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組**

障害福祉サービス等の利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することのできる提供体制構築のため、以下の取り組みを実施します。

区分	第6期計画		
	R3	R4	R5
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人以上	1人以上	1人以上
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1人以上	1人以上	1人以上

区分	第6期計画		
	R3	R4	R5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築及び実施回数（回／年）	志太榛原地域自立支援推進会議推進部会		
	4	4	4

**【見込み量確保のための方策】**

○サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築のため、相談支援従事者初任者研修への参加の検討や障害支援区分認定調査員研修への参加をします。

○また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場として、志太榛原地域自立支援推進会議推進部会において、圏域の関係自治体、関係機関と情報共有を行います。

**(11) 発達障害のある人等に対する支援**

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけるため、ペアレントプログラムを行います。

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
ペアレント プログラム	受講者数 (人/年)	14	10	12	20	20	20

**【目標達成のための方策】**

○関係機関と連携し、子どもへの対応に困り感を抱える保護者を対象に参加をします。

○ペアレントプログラムの講師を育成するための研修会を開催し、実施できる講師を増やし、講義が広く継続的に実施できるよう努めます。

## 2 地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業です。

障害のある人の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### ①理解促進研修・研修啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において、障害のある人等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

#### 理解促進研修・研修啓発事業について

区 分		第5期（実績・見込み）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
理解促進研修 研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### 【見込み確保のための方策】

○障害のある人が地域の一員としてともに生活し、社会参加できる共生社会の実現のために、地域住民への啓発事業を行う精神保健福祉講座や権利擁護事業等を実施します。

○障害者差別解消の推進を図るため、市民への普及啓発に努めます。

○聴覚障害者への理解を深めるとともに、要約筆記啓発講座の受講生を増やし、要約筆記者の養成をすることを目的とする「ゼロから学べる要約筆記講座」を開催します。

※令和2年度の要約筆記講座は、新型コロナウイルス感染防止により実施しませんでした。

## ②自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### 自発的活動支援事業について

区 分		第 5 期（実績・見込み）			第 6 期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
自発的活動 支援事業	実施の有無				検討	検討	検討

#### 【見込み確保のための方策】

○障害のある人やその家族同士の交流活動（ピアサポート）や社会活動支援などの自発的活動に対する支援を検討していきます。

○災害対策活動については、避難行動要支援者名簿等の事業と連携し、障害のある人やその家族、地域に対して啓発及び支援をしていきます。

## ③相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう以下の相談支援体制を構築します。

### ■障害者相談支援事業

障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組など相談等の業務を総合的に行います。

### ■基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援体制の強化を図ります。



## ■住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。

### 相談支援事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
障害者相談支援事業 （箇所数）	2	2	3	3	3	3
基幹相談支援センター （設置の有無）	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	機能担保	機能担保	機能担保	有	有	有
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	機能担保	機能担保	機能担保	機能担保	機能担保	機能担保

### 【今後の方策】

○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを近隣二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、地域全体の相談支援体制の充実を図ります。

○相談支援体制の強化を図るために、障害者（一般）相談支援事業（福祉サービス利用援助、専門機関の紹介等）及び基幹相談支援センター等機能強化事業により、指定特定相談支援事業者と連携した相談支援体制を構築していきます。

### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見人制度を利用することが必要であり、補助を受けなければ利用が困難である障害のある人に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等に関する支援を行います。

### 成年後見制度利用支援事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
成年後見制度利用支援事業 （助成者数）	8	4	10	11	12	13

#### 【今後の方策】

○令和3年度に策定を予定している「島田市成年後見利用促進計画」に基づき、「島田市成年後見支援センター」（島田市社会福祉協議会委託）を中心に、関係課、関係機関と協議を行い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進していきます。

○障害のある人の権利擁護や虐待防止を図るため、成年後見制度の利用支援や、虐待防止事業を行います。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

#### 【実績及び見込み】

本市では、令和2年9月30日現在で利用実績がありません。

#### 【今後の方策】

○事業の普及啓発をし、利用希望がある場合は適切に対応していきます。

#### ⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難である障害のある人に対し、以下の意思疎通の支援をします。

#### ■手話通訳者派遣事業

聴覚または音声・言語機能に障害のある人が、日常生活における健康、教養、職業などの面において、意思の疎通を円滑に図るために必要な手話通訳者を派遣します。

#### ■要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人等が、日常生活の健康、教養、職業などの面において、意思の疎通を円滑に図るために必要な要約筆記者を派遣します。

意思疎通支援事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
手話通訳者設置者数 （人／年）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用件数 （件／年）	101	115	120	170	170	170
要約筆記者派遣事業利用者数 （人／年）	9	18	5	37	37	37

【今後の方策】

○手話通訳者及び要約筆記者派遣の利用を促進するため、引き続き、聴覚障害のある人への周知を図るとともに、講演会等での利用を通じ、多くの市民に情報保障の手段を知ってもらうよう働きかけていきます。

○県内各市町の動向を把握し、手話通訳者等の待遇改善をしていきます。

○派遣制度を見直し、個々の実情を踏まえた派遣制度にしていきます。

⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図りその福祉の増進を図ります。

- 介護・訓練支援用具
- 自立支援生活用具
- 在宅療養等支援用具
- 情報・意思疎通支援用具
- 排泄管理支援用具
- 居宅生活動作補助設備（住宅改修費）等

日常生活用具給付等事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
日常生活用具給付等事業 （件／年）	2,647	2,680	2,609	2,809	2,877	2,946

【今後の方策】

○適正な利用について、事業者等へ周知を行います。

○必要な日常生活用具については、今後も引き続き、障害のある人の日常生活の便宜を図るために用具を給付し、障害のある人の自立を支援し、社会参加の促進に努めるとも

に、障害のある人を支援する用具の進歩や使用者の実情により、給付が適当と思われる対象について見直していきます。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活のため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を実施します。

#### 手話奉仕員養成研修事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
手話奉仕員養成研修事業 （人／年）	14	14	14	20	20	20

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で実施は見送り、独自の復習講座を開く予定です。

#### 【今後の方策】

○手話奉仕員養成研修事業は、本市の手話サークルに所属する聴覚障害のある人及び島田市登録手話通訳者で構成された団体に委託しています。事業を通じ、聴覚障害のある人のコミュニケーション機会と社会参加の場を増やしていきます。

### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等について、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

#### 移動支援事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
年間実利用者数 （人／年）	162	161	110	158	158	158
年間延べ時間数 （時間／年）	10,597.5	10,214	6,624.5	9,460	9,460	9,460

#### 【今後の方策】

○適切なサービスが利用できるよう相談支援事業所と連携します。

○島田市地域自立支援協議会相談支援部会でサービス内容について検討し、サービスの質的充実を図ります。

### ⑩地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害のある人等の地域生活の促進を図ります。

#### 地域活動支援センターについて

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
地域活動支援センター （箇所数）	1	1	1	1	1	1
年間実利用者数 （人／年）	4,641	5,485	5,000	5,250	5,500	5,750

#### 【今後の方策】

○地域活動支援センターについては、本市及び実施事業者で振り返りを行い、事業内容の改善をしていきます。

### ⑪訪問入浴

在宅で自力または家族の介護による入浴が困難な重度障害のある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

#### 訪問入浴について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
年間実利用者数 （人／年）	11	12	13	16	17	18
年間利用回数 （回／年）	722	845	916	987	1,067	1,153

#### 【今後の方策】

○令和2年10月末時点で、実施事業者が3事業所ありますが、介護保険制度による利用者もいるため、曜日や時間帯によっては対応できない場合がある状況です。そのため、委託先拡充の検討を行うとともに、引き続き利用者のニーズに対応できるよう、サービスの維持・向上に努めていきます。

### ⑫日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

日中一時支援事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
年間実利用者数 （人／年）	29	27	15	25	25	25
年間利用日数 （日／年）	293.75	253.25	78	218	218	218

【今後の方策】

○日中一時支援事業を必要とした時に利用ができるよう、サービス提供事業所に働きかけを行い、サービスの量的充実に努めます。

⑬点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、市の広報等、その他障害のある人等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて提供します。

声の広報等発行事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
年間実利用者数 （人／年）	11	11	11	14	14	14

【今後の方策】

○点字・声の広報発行について、ボランティア団体や市社会福祉協議会と連携し、安定した情報サービスの提供を行います。

※点字の広報発行等については、ボランティア団体により実施

○視覚に障害のある方に引き続き周知をしていきます。

⑭点訳奉仕員養成事業

点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員等を養成研修します。

点訳奉仕員養成事業について

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
修了見込者数 （人／年）	6	4	5	7	7	7

【今後の方策】

○点訳奉仕員について多くの人が興味を持ってもらえるよう研修について周知します。

### 3 基盤整備計画

令和3年度から令和5年度におけるサービス提供体制の確保のため、以下のとおり基盤整備を推進していきます。

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護		新設1箇所 【定員20名】	
福祉型短期入所	新設2箇所 【定員10名】		
医療型短期入所	新設1箇所 【定員5名】		
共同生活援助	新設1箇所 【定員8名】		新設1箇所 【定員5名】

## 第5章 第2期障害児福祉計画の概要

### 1 基本方針

障害児については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることや、同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

#### （1）相談支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を推進します。

また、児童発達支援センターの機能を担保する「こども発達支援センターふわり」については、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。加えて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられることができるよう、県や学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と連携し、支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ります。

#### （2）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育ての支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、障害児支援を担当する部局と、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保します。

さらに障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障害支援を担当する部局と、教育委員会等との連携体制を確保します。



### **（３）地域社会への参加・包容の推進**

「こども発達支援センターふわり」による保育所、幼稚園、認定こども園等の訪問を通じて、保育所等訪問支援の機能担保をすることで、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

### **（４）特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備**

#### **①重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実**

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の支援体制の現状把握に努めます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。

#### **②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実**

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

### **（５）障害児相談支援の提供体制の確保**

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障害のある人に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

## 第6章 第2期障害児福祉計画 成果目標

### 1 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の指針により、市もしくは圏域において重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置が定められています。

項目	設置	備考
児童発達支援センターの設置	機能担保	
保育所等訪問支援の充実	機能担保	

#### 【国の指針】(参考)

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

#### 【目標達成のための方策】

○本市では、こども発達支援センター「ふわり」において、児童発達支援センターの機能の一つである「保育所等訪問支援」の機能担保をしつつ、児童発達支援センター化に着手するように進めていきます。

#### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をします。

項目	設置	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	

#### 【国の指針】(参考)

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

#### 【目標達成のための方策】

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内や近隣市において確保されていますが、事業所数が少ないため、引き続き利用状

況等の把握に努めます。

**(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図ります。

項目	設置	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	未設置	
医療的ケア児コーディネーターの配置	配置済み	

**【国の指針】(参考)**

・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

**【目標達成のための方策】**

○圏域において協議の場はありますが、本市の協議会においては設置されていないため、医療的ケア児の支援体制等について関係機関との情報共有を行います。

○地域における医療的ケア児を総合的に支援する体制構築のため、医療的ケア児コーディネーターを養成する研修の受講や、協議の場におけるの参画を推進します。

## 第7章 第2期障害児福祉計画 活動指標

### (1) 障害児相談支援

#### ■障害児支援利用援助（障害児支援利用計画）

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

#### ■継続障害児支援利用援助（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認（モニタリング）を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

#### 障害児相談支援（1か月あたり）

区 分		第5期（実績）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	218	244	246	248	251	253

#### 【見込み量確保のための方策】

○サービスの利用を必要としている児童に対して、ケアマネジメントに基づき、適切なサービスの利用に繋がるよう、相談支援専門員の質の向上や関係機関との連携を強化します。

### (2) 障害児通所支援

#### ①児童発達支援

通所する障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

#### 児童発達支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童発達 支援	利用者数 (人/年)	65	56	57	58	59	60
	サービス利用量 (日/月)	431	411	425	432	440	447

#### 【目標達成のための方策】

○関係機関と連携し、療育が必要とされる児童の早期発見・早期療育に繋がります。

○医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、支給実績はありませんが、協議会を通じ、障害児支援の状況の把握を行います。

## ②放課後等デイサービス

学校に就学している障害児に対し、放課後や長期休暇中において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行います。

### 放課後等デイサービスの見込量（1か月あたり）

区 分		第5期（実績）			第6期計画		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
放課後等 デイサービス	利用者数 （人／年）	130	140	143	146	149	152
	サービス利用量 （日／月）	1,940	1,957	2,138	2,183	2,228	2,273

#### 【目標達成のための方策】

○利用にあたっては、相談支援を通じた適切なサービスの利用に繋がるよう支援します。

○協議会におけるこども部会を通じて、利用者（家族等）への適切なサービス利用の周知や、事業所職員向け研修会の実施等を検討し、事業の質の向上に努めます。

### （3）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

区 分	第5期（実績・見込み）			第6期計画		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数			1	1	1	1

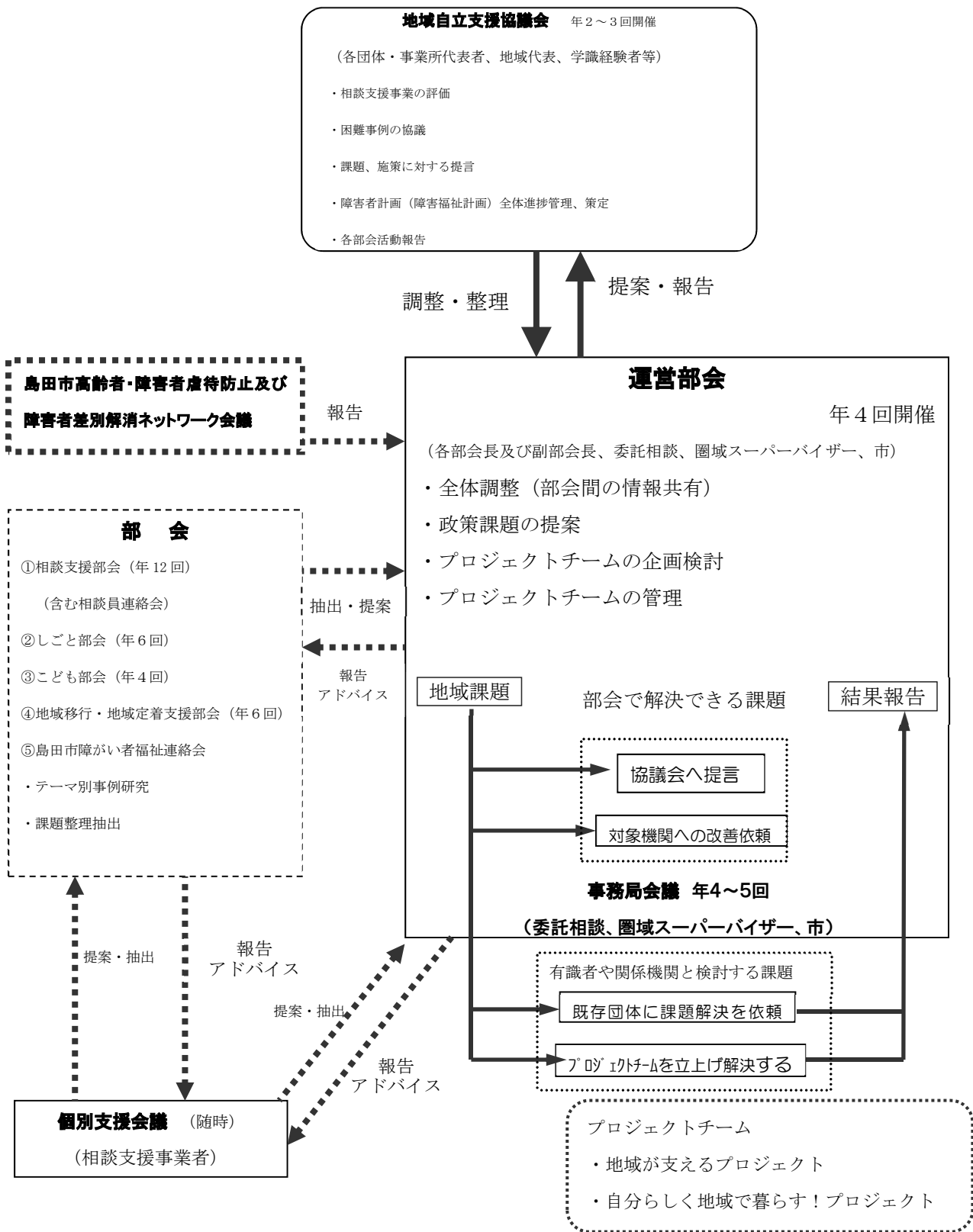
#### 【目標達成のための方策】

○地域における医療的ケア児を総合的に支援する体制構築のため、医療的ケア児コーディネーターを養成する研修の受講や、協議の場におけるの参画を推進します。

# 第8章 その他関連資料

## 1 島田市地域自立支援協議会

—共通目的— みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きる。



## 2 策定経過

「第6期島田市障害福祉計画」及び「第2期島田市障害児福祉計画」の策定経過は以下のとおりです。

日付	名称
令和2年 6月15日	「第6期島田市障害福祉計画」及び「第2期島田市障害児福祉計画」 作成担当者会議
7月13日	島田市地域自立支援協議会 第1回運営部会
7月17日～ 7月31日	障害福祉サービス見込量調査・基盤整備調査 【調査対象】障害福祉サービス事業所
8月5日	第1回島田市地域自立支援協議会
9月25日	志太榛原地域自立支援推進会議 第1回推進部会
10月2日	静岡県障害者政策課 担当者ヒアリング
10月26日	島田市地域自立支援協議会 第2回運営部会
12月14日	第2回島田市地域自立支援協議会
令和3年 1月15日～ 2月19日	パブリックコメントの実施
2月15日	島田市地域自立支援協議会 第3回運営部会
3月22日	第3回島田市地域自立支援協議会

「第6期島田市障害福祉計画」  
「第2期島田市障害児福祉計画」

発 行：島田市

編 集：島田市健康福祉部福祉課

住 所：〒427-8501

島田市中央町1番の1

連絡先：TEL 0547-37-5111（代表）

0547-36-7154（直通）

FAX 0547-37-0235